

(別 紙)

カジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案の廃案を求める
意見書（案）

カジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案、いわゆるカジノ実施法案は、2016年12月の国会で自民・維新・公明の一部などが強行成立させた「カジノ解禁推進法」を受け、政府の責任で国内のカジノの運営基準などを定めるものであり、政府は、4月27日、刑法が禁じる賭博場・カジノを解禁する「カジノ実施法案」を閣議決定した。

法案には、カジノ規制策として、日本人客の入場料は1回6,000円、入場回数は7日間に3回、28日間に10回までなどを盛り込んだが、カジノ依存症防止の実効性を欠くものであり、カジノ設置個所数は当初3カ所としたが、最初の区域認定から7年後に見直すとして、今後、国内のカジノが野放図に拡大する道を開いているほか、カジノ施設規模は、当初検討された絶対値での規制を見送り、施設全体の延べ床面積の3%として巨大カジノを構想する海外のカジノ企業の要求に応えるもので、国や地方自治体への納付金率も30%の定率とし、累進性をとっていない。また、独立した行政委員会として強い規制権限を持ちカジノ事業を規制・監督するカジノ管理委員会が、カジノ事業を推進する側の官庁との関係を遮断されておらず、事務局にカジノ事業者の任用も妨げないというズブズブの関係となり、規制どころか推進の機関となる危険性があるなど、同法案は、刑法が犯罪として禁止している民間賭博を合法化するもの、カジノ運営基準を定める膨大な法案であるにもかかわらず、300項目以上が政省令やカジノ管理委員会規則に委ねられており、審議すればするほど制度の根幹にかかわる問題が噴き出す状況である。

2014年に、カジノ解禁推進法案に反対する日本弁護士連合会は、政府が進めるアベノミクスの第5の矢と位置づけられるカジノ解禁について、その経済効果のプラス面のみが喧伝され、マイナス要因の可能性について客観的な検証はほとんどなされていないと指摘し、暴力団対策・マネーロンダリング（資金洗浄）対策・ギャンブル依存症の拡大・多重債務問題再燃の危険性・青少年の健全育成への悪影響など、カジノ解禁がもたらす問題点を挙げている。また、サラ金被害救済や貧困問題に取り組む団体なども賭博場設置反対への行動を強めており、周辺住民や青少年への影響ははかり知れず、市民をギャンブルに巻き込むような法案は認めることができない。

よって、国会及び政府においては、社会を壊し、国民の暮らしを苦しめるカジノ実施法案の廃案を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

} 宛